

# 居宅介護支援事業所 紫ケアプランセンター 重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 092-710-2157 24時間365日

担当 管理責任者 江藤 舞

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	紫ケアプランセンター
所在地	福岡市城南区樋井川3丁目29-27 ラヴィタ城南B棟 101号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業（福岡県 第4071302857 号）
サービスを提供する 実施地域※	福岡市全域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名以上

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30時から午後5時30分まで

休日：土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 4. 利用料金

### (1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

付属別紙3「利用料金」参照

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

### (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5. 秘密保持

1 事業所は、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業所は、利用者の個人情報については、居宅サービス計画の作成や計画に基づいた居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者及び家族の了承を得るものとします。

## 6 運営の方針

事業所の目的は、要介護状態となった高齢者の依頼を受け、居宅サービス計画に基づく、居宅サービス等が確保されるよう連絡調整及び、利用者が介護保険施設を希望する場合、紹介等の提供を行います。

1 事業所は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目的を設定し計画を行うものとします

2 居宅介護支援の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業所との密接な連携に努めます。

3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒みません。

## 7 サービス内容に関する苦情

### (4) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

### (5) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡市東区福祉・介護保険課 電話092-645-1069

城南区福祉・介護保険課 電話092-833-4105

博多区福祉・介護保険課 電話092-419-1081

早良区福祉・介護保険課 電話092-833-4355

中央区福祉・介護保険課 電話092-718-1102

西区福祉・介護保険課 電話092-895-7066

南区福祉・介護保険課 電話092-559-5125

福岡県国民健康保険団体連合会 092-642-7859

### (6) 苦情処理手順方法

- 1 苦情の申立書を受付ける
- 2 当事業所が苦情に関する調査を行う
- 3 その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- 4 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- 5 その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

## 8 サービス利用に当たっての留意事項

- 1 利用者は居宅サービス事業所について、複数の事業者の紹介を求める事が可能です。
- 2 利用者は居宅サービス計画に基づいた居宅サービス事業所の選定理由を求める事ができます。
- 3 利用者は入院されたとき、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供してください。
- 4 ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、各サービスの利用割合を示します。(別紙)

## 9 当法人の概要

法人種別・名称 合同会社 えにし

設立 令和2年8月21日

所在地・電話 福岡市南区若久6-12-1-301

代表 中野 浩一

電話 080-3209-9987

事業内容 訪問看護事業所 居宅介護支援事業所

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

### サービス提供の標準的な流れ

居宅サービス計画作成等サービス利用申込み
当社に関する事居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容に関して大切な説明を行います

事業者の選定  
当社と契約をするかどうかをお決めいただけます

<b>居宅サービス計画等に関する契約締結</b> ※利用者は区役所へ【居宅サービス計画作成依頼届出書】の提出を行っていただきます。(提出代行可能)
--

<b>ケアマネジャーがお宅を訪問し、利用者の解決すべき課題を把握します</b>
---

地域のサービス提供事業者の内容や、料金等をお伝えし、利用するサービスを選んでいただきます
--

利用者によるサービスの選択

<b>提供する居宅サービスに関して、居宅サービス計画の原案を作成します</b>
---

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用の調整を行います
---

居宅サービス計画に沿って、サービス利用票、サービス提供票の作成を行います
--------------------------------------

<b>◆ サービス利用 ◆</b>
-------------------

サービス利用に関して説明を行い、利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただきます

利用者やご家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握を行い、サービス提供事業者と連絡調整を行います
---

<b>毎月の給付管理票の作成を行い、国保連合会に提出します</b>
-----------------------------------

利用者の状態について、定期的な再評価を行います。また、提供されるサービスの実施状況の把握を行います。
--

居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います
--

(付属別紙3)

### 利用料 (ケアプラン作成料)

#### 【基本利用料】

居宅介護支援費 (I)

介護支援専門員取扱件数45件未満

要介護1・2 11,620円      要介護3・4・5 15,097円

居宅介護支援費 (II)

介護支援専門員取扱件数45件未満

要介護1・2 11,620円      要介護3・4・5 15,097円

#### 【加算】

初回加算 1カ月につき3,210円

入院時情報連携加算（Ⅰ）	1カ月につき	2,675円	
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1カ月につき	2,140円	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	入院中または入所期間中1回を限度に	4,815円	
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	入院中または入所期間中1回を限度に	6,420円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	入院中または入所期間中1回を限度に	6,420円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	入院中または入所期間中1回を限度に	8,025円	
退院・退所加算（Ⅲ）	入院中または入所期間中1回を限度に	9,630円	
特定事情所加算（Ⅰ）	1カ月につき	5,553円	
特定事情所加算（Ⅱ）	1カ月につき	4,505円	
特定事情所加算（Ⅲ）	1カ月につき	3,456円	
特定事情所加算（A）	1カ月につき	1,220円	
特定事業所医療介護連携加算	1カ月につき	1,337円	
通院時情報連携加算	1カ月につき	535円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	1カ月に2回を限度に	2,140円	
ターミナルケアマネジメント加算		4,280円	